

請願第 1 号

破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願

請願趣旨

2012 年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (FIT 法) に基づく固定価格買取制度が創設されて以降、太陽光発電事業者が設置する太陽光発電施設が急激に増加し、広大な山林等のメガソーラーだけでなく、空地、農地、傾斜地、住宅、小中学校の屋上にまで太陽光パネルが設置されるようになった。加えて、太陽光発電設備が破損する事故も増えてきている。

太陽光パネルは、破損した場合でも、浸水した場合でも、日が当たれば発電を行う可能性があるため、感電したり、火災が起きたりする恐れがある。また火災時の消火については通常より距離をおくなど感電に気を付けなければならない。また、太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が使われている場合があり、土壌や水源に流出した場合は、環境汚染を引き起こす恐れがある。

宇部市の水源である小野湖の周りには、太陽光パネルが多数存在する。

令和6年1月 1 日の能登半島地震においては、太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損した。石川県穴水町では、斜面に数百平方メートルにわたって敷き詰められていた太陽光パネルが崩落し町道を塞いだ。同県珠洲市ではスーパーの屋根に設置されていた太陽光パネルが建物ごと倒壊し長期にわたりそのまま残されたが、スーパーの経営者は発火の恐れがあることを知らなかった。

破損した太陽光パネルの取り扱いについては、経産省や環境省等が製造業者や事業者向けにガイドライン等を作成しているが、一般国民には、その危険性について十分に周知されているとはいいいがたい。住民に身近な地方自治体のホームページを見ても、周知をしているところは少ない。

水害、地震の多い我が国においては、太陽光発電パネルの安全対策について、より一層、市民に周知すべきであり、このことが市民の生命を守ることにつながる。

請願事項

よって、市におかれては、破損した太陽光パネルの感電、火災、有害物質の危険性と対処について、市民に十二分に周知する取組を行われるよう強く要望する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

宇部市議会議長 山下 節子 様

住所

氏名

紹介議員 三好 保雄

議案第62号

工 事 請 負 契 約 締 結 の 件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

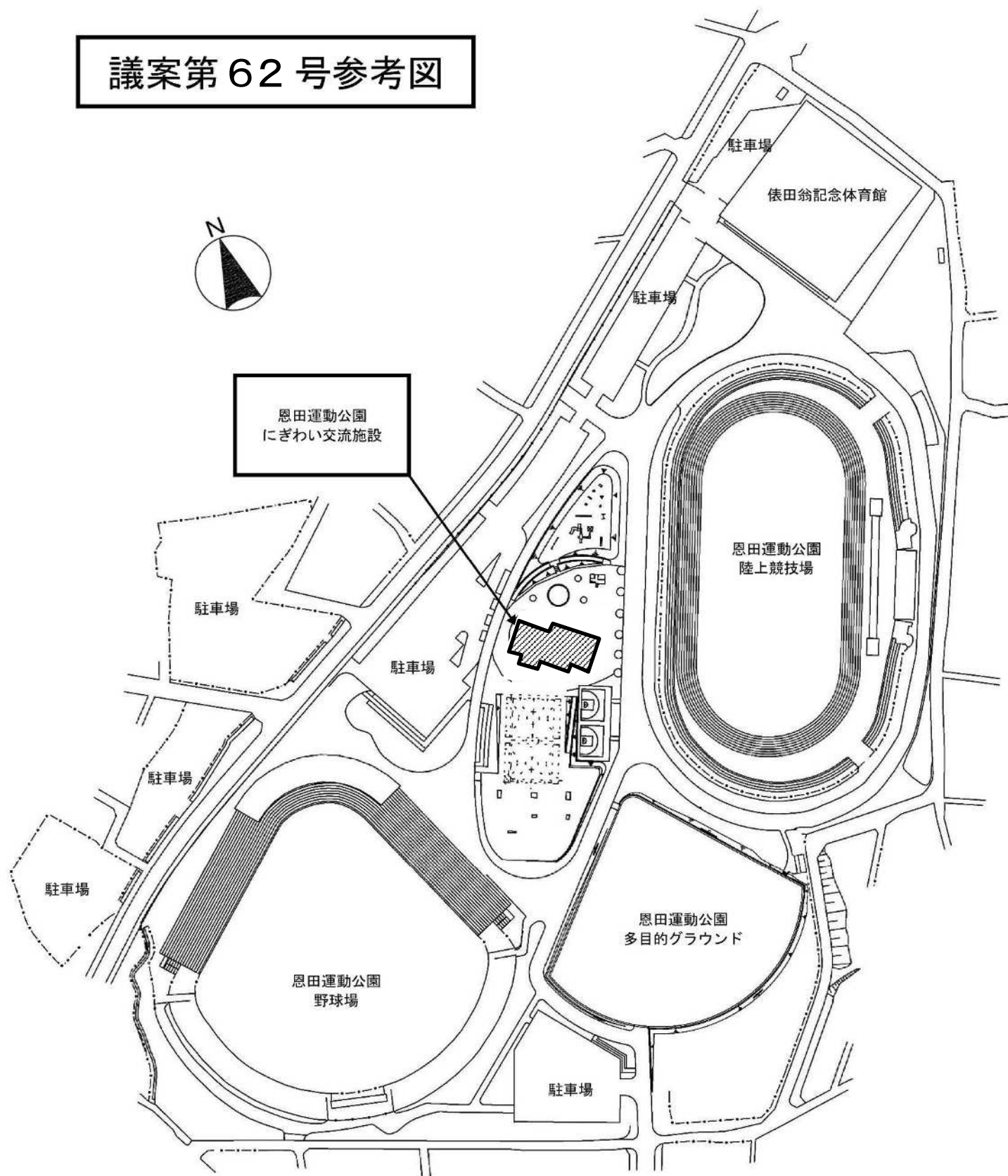
令和6年6月7日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

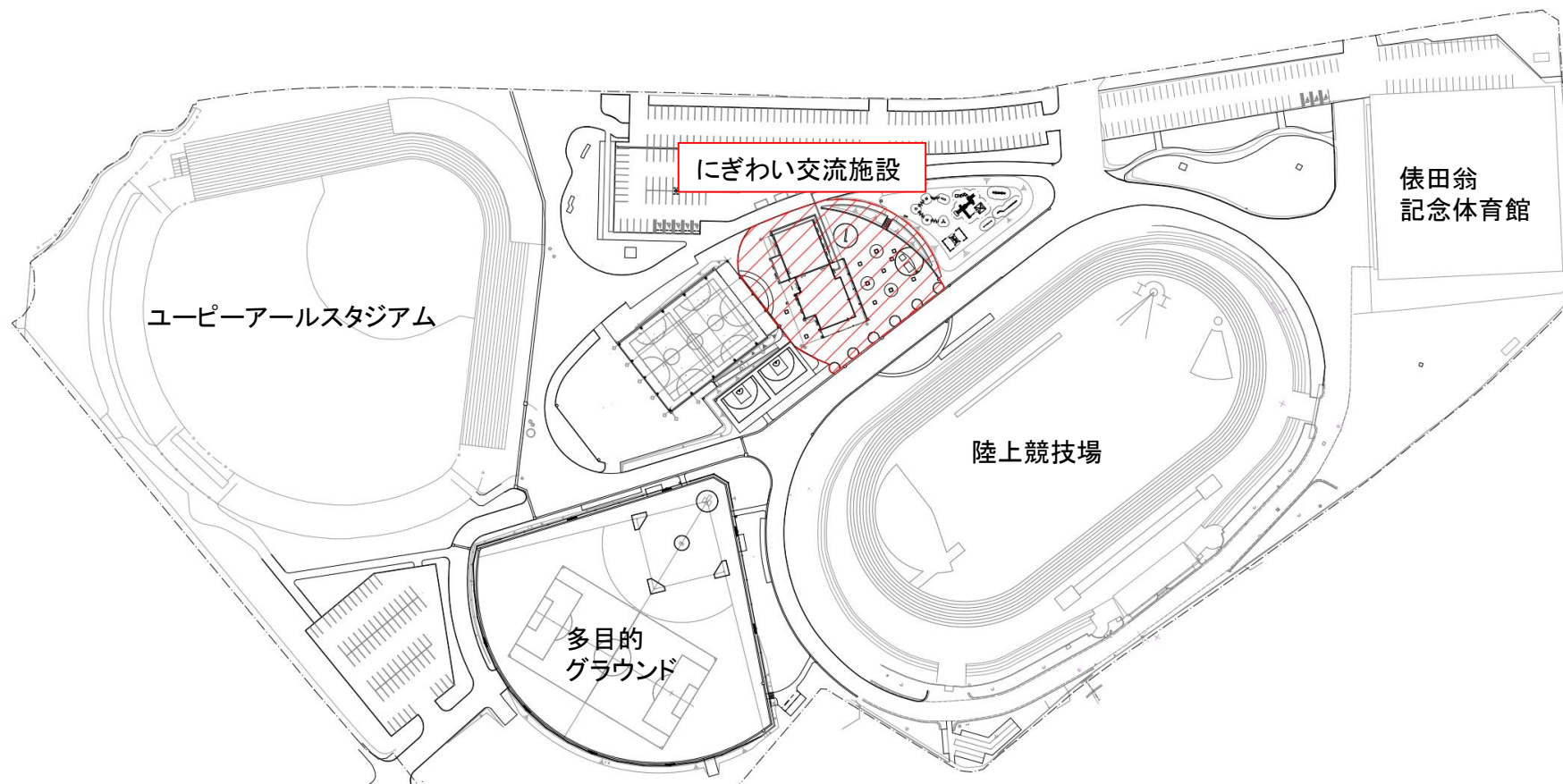
- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 宇部市恩田町四丁目地内 |
| 3 | 請 負 金 額 | 一金 377,736,700円也
(うち消費税額及び地方消費税額 34,339,700円) |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 5 | 工 事 の 概 要 | (1) 建築工事 一式
軽量鉄骨造平屋建て
延べ面積 732.49㎡
(2) 園路広場整備工事 一式 ほか |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水 野 明 人 |

議案第 62 号参考図



凡 例	
	工事箇所

配 置 図
S= 1 : 2, 500

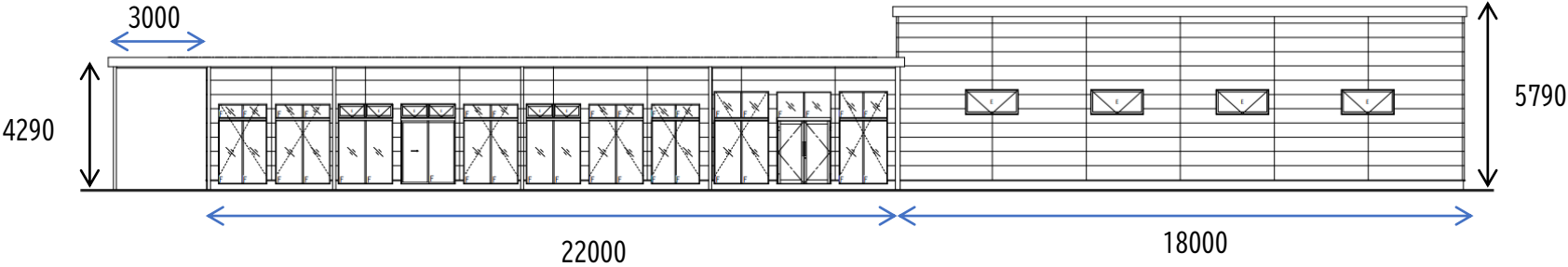


にぎわい交流施設 工事概要

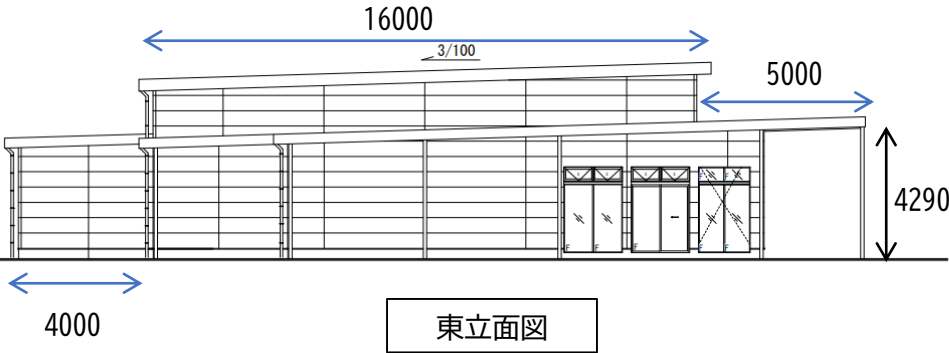
建築工事一式 軽量鉄骨造平屋建て 延べ床面積:732.49㎡

園路広場整備工事 一式

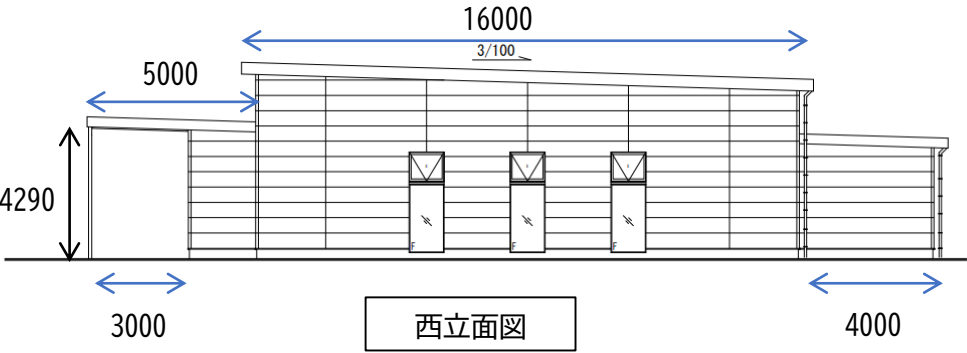
議案62号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(にぎわい交流施設)新築工事



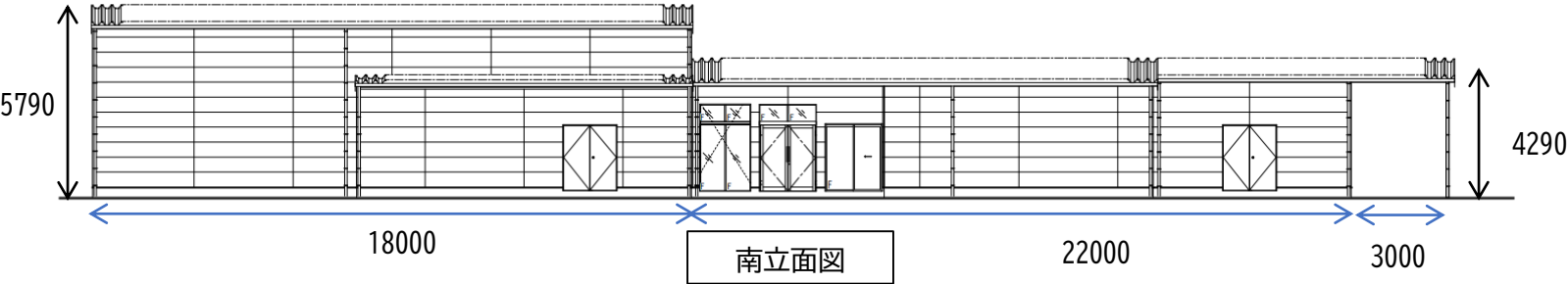
北立面図



東立面図



西立面図



南立面図

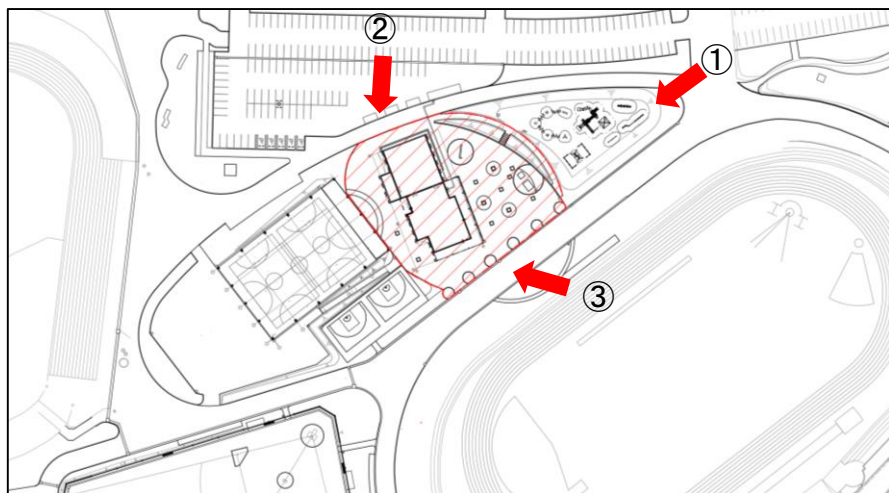
議案62号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(にぎわい交流施設)新築工事



① 建物全体

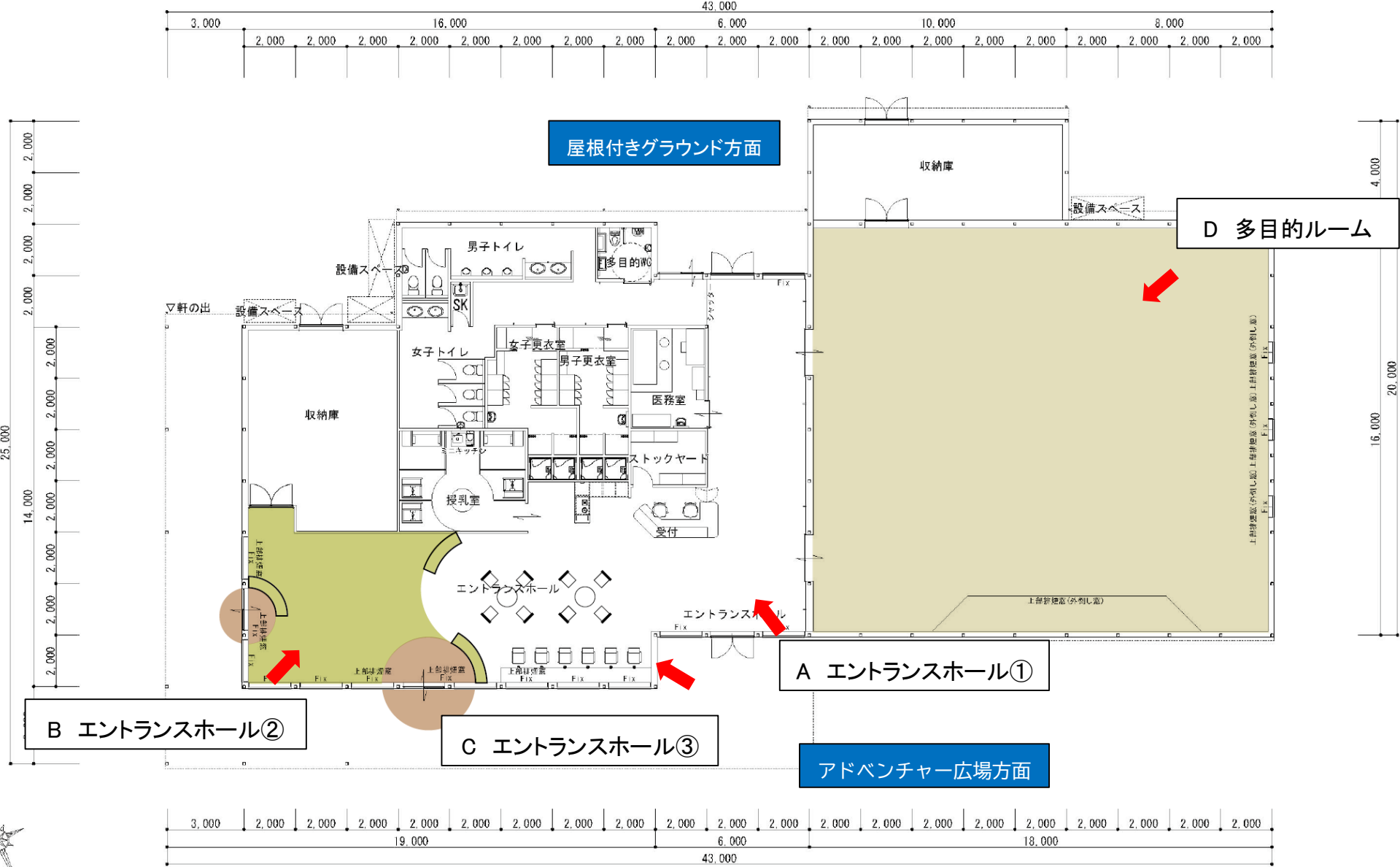


② 北側駐車場より



③陸上競技場側より

議案62号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(にぎわい交流施設)新築工事



議案62号 工事請負契約締結の件 恩田スポーツパーク施設(にぎわい交流施設)新築工事



A エントランスホール①



B エントランスホール②



C エントランスホール③



D 多目的ルーム

議案第 6 3 号

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令平 1 8 市町第 1 1 9 2 号）を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約
別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

1 議案の趣旨

- (1) 広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体（今回の議案においては、山口県後期高齢者医療広域連合を構成する 19 市町）の協議が必要であること。（地方自治法第 291 条の 3 第 1 項）
- (2) 上記(1)の協議に先立ち、関係地方公共団体（19 市町）の議会の議決が必要であること。（地方自治法第 291 条の 11）

2 改正内容

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）が次のとおり一部改正されたことに伴い、関係市町が行うこととされている事務（別表第 1）を改正する必要が生じた。

- (1) 個人番号カードと被保険者証の一体化（以下「マイナ保険証」という。）により、現行の被保険者証及び資格証明書が廃止されることとなったこと。
- (2) マイナ保険証による電子資格確認を受けることができない被保険者は、マイナ保険証に代わるものとして「資格確認書」の交付を受けることができるとされたこと。
- (3) 被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」の交付を受けることができるとされたこと。

山口県後期高齢者医療広域連合規約 別表第 1

新	旧
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務

3 施行日

令和 6 年 12 月 2 日（改正法の施行日と同日）

令和 6 年 6 月 5 日

宇部市学校給食運営委員会の開催状況について

1 目 的

本市における学校給食の円滑な運営を図るため、教育委員会規程により設置するもの。

○宇部市学校給食運営委員会規程

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育委員会に意見を具申する。

- 一 給食物資の購入に関すること。
- 二 給食費の額に関すること。
- 三 給食費の納入に関すること。
- 四 学校給食センターの運営に関すること。
- 五 学校給食の安全及び衛生管理に関すること。
- 六 その他学校給食の運営に関すること。

3 担当課

学校給食課

4 開催状況

- ・ 日 時 令和 6 年 2 月 1 9 日（月） 1 3 : 5 5 ~ 1 4 : 4 0
- ・ 場 所 宇部市学校給食センター
- ・ 委嘱状交付
- ・ 議 事
 - （1）令和 4 年度～令和 5 年度の取り組みについて報告
 - ・ 給食費の収納状況
 - ・ 学校給食に関する学校事務の見直し
 - ・ 学校給食を活用した食育の推進
 - ・ 衛生管理徹底のための取組
 - ・ 学校給食関係施設等の整備・更新状況
 - ・ 物価高騰による食材費の上昇への対応（令和 5 年度）
 - （2）学校給食費（令和 6 年度）について報告
 - （3）その他

宇部市学校給食運営委員会委員名簿

資料 2

令和5年7月1日～令和7年6月30日

機関・団体名	役職名等	氏名	新・継	備考
PTA連合会	西岐波中学校	三 吉 数 真	新	
PTA連合会	厚南小学校	北 隅 祐 樹	新	R5.10.17 変更
PTA連合会	原小学校	小 川 勝 巳	新	
PTA連合会	新川小学校	古 谷 直 也	新	
学校薬剤師会	(宇部薬剤師会)	末 富 裕美子	継	
宇部健康福祉センター	(県宇部健康福祉センター)	川 崎 由紀子	継	
小学校長会	原小学校長	岩 崎 知恵子	新	
小学校長会	厚南小学校長 (厚南学校給食共同調理場所長)	藤 中 俊 臣	新	
中学校長会	常盤中学校長	松 岡 千 鶴	継	
中学校長会	上宇部中学校長	森 田 成 寿	新	
栄養教諭連絡協議会	琴芝小学校栄養教諭	西 村 弓 恵	継	
教育委員会事務局	教育次長	水 津 正 実	新	
教育委員会事務局	学校教育課指導係長	堀 宏 治	継	
教育委員会事務局	西岐波学校給食共同調理場所長	楫 間 茂 樹	新	

○宇部市学校給食運営委員会規程

平成十三年三月二十九日

教委規程第二号

(設置)

第一条 本市における学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育委員会に意見を具申する。

- 一 給食物資の購入に関すること。
- 二 給食費の額に関すること。
- 三 給食費の納入に関すること。
- 四 学校給食センターの運営に関すること。
- 五 学校給食の安全及び衛生管理に関すること。
- 六 その他学校給食の運営に関すること。

(平二四教委規程三・一部改正)

(組織)

第三条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、委員二十人以内をもって組織する。

- 一 教育次長
- 二 学校給食共同調理場所長
- 三 小学校長代表及び中学校長代表
- 四 PTA連合会代表
- 五 関係保健衛生機関代表
- 六 学識経験者
- 七 学校栄養士代表
- 八 その他学校給食に関係ある者で教育委員会が指名するもの

(平一六教委規程二・平二二教委規程二・一部改正)

(職務)

第四条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(平二九教委規程五・一部改正)

(会議)

第六条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、学校給食課において処理する。

(平二二教委規程二・一部改正)

(委任)

第八条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

2 宇部市学校給食共同調理場設置条例（平成七年条例第三十八号）で定める学校給食共同調理場（宇部市学校給食センターを除く。）の運営その他必要な事項については、別に定める。

(平二二教委規程二・一部改正)

附 則

1 この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

2 宇部市学校給食センター運営協議会規程（昭和四十二年教育委員会規程第一号）は、廃止する。

附 則（平成十六年六月二十八日教委規程第二号）

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日教委規程第二号）

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年八月一日教委規程第三号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月二十六日教委規程第五号）

この規程は、平成二十九年七月一日から施行する。

令和5年度宇部市学校給食運営委員会 次第

日 時：令和6年2月19日（月）13:30～14:30

場 所：宇部市学校給食センター 2階 会議室

1 学校給食課長あいさつ

2 会長及び副会長の選出

3 議 事

（1）令和4年度から令和5年度の実施について

（2）学校給食費について

（3）その他

令和4年度～令和5年度 事業実績

1 給食費の収納状況

《令和4年度決算》

項目		給 食 費 (単位：円)			
現年度分	調 定 額	603,206,560	過年度分	調 定 額	791,292
	収 入 額	599,239,655		収 入 額 等	264,888
	収入未済額	3,966,905		収入未済額	526,404
	収 納 率	99.34%		収 納 率	33.48%
※賄材料費（食材費）		611,064,115円	差引		△ 7,857,555円

《令和5年度》

項目		給 食 費 (単位：円)			
現年度分	調 定 額	517,920,238	過年度分	調 定 額	4,493,309
	収 入 額	509,565,178		収 入 額	2,959,165
	収 納 率	98.39%		債権放棄※額	108,070
		収 納 率		68.26%	
		遅延損害金		9,300	

(令和6年1月末現在)

※令和5年度債権放棄件数：4件

- ・収納率向上のための取組
電話・臨戸訪問による納付勧奨（随時）
債権回収担当課との連携

2 学校給食費に関する学校事務の見直し（令和5年4月からの取り組み）

- ・教職員の給食費の徴収事務を市へ変更
令和4年度は教職員の給食費を学校が徴収し、取りまとめて市へ納付していたが、令和5年度から毎月定額の給食費を支払う教職員は市に直接納付するよう変更し、学校事務の軽減を図った。
- ・新入学児童に係る事務を市へ変更
新入学児童への学校給食に関する届出書類を令和4年度は仮入学時に学校を通じて配付したが令和5年度から就学前検診の通知に合わせ市から直接配付し、学校事務の軽減を図った。

3 学校給食を活用した食育の推進

《地産地消の取組》

[令和5年度]

- ・宇部産食材を使用した市内統一献立「パクっとうべ給食」の実施（令和4年度～）
児童生徒が宇部市産の食材を通して地域の産業への理解や郷土への愛着を深めることを目的として実施。

1 回目

実施献立 ごはん、牛乳、玉ねぎたっぷり！うべジタブルカレー、チキンカツ、きゅうりとキャベツのサラダ、小野茶プリン

使用した宇部産食材：玉ねぎ、じゃがいも、小野のお茶、ごはん（米）

2 回目

実施献立 ごはん、牛乳、宇部産キャベツと鶏団子のあったか汁、マトウダイフライ
野菜のごま炒め、宇部産味付け海苔、山口県産りんごゼリー
使用した宇部産食材：キャベツ、白ねぎ、にんじん、海苔、ごはん（米）

給食実施にあわせ、使用した食材の生産者の声や収穫までの過程を紹介する動画と掲示用資料を作成し、市内小中学校に配布。

給食実施後、原小学校・黒石中学校の児童・生徒から生産者に対し、お礼状を作成し感謝を伝えた。

4 衛生管理徹底のための取組

《令和5年度》

- ・山口県による「学校給食の衛生管理等に関する調査研究―指導者等派遣―」が実施され、「学校給食衛生管理基準」施行後の状況調査を受けるとともに、衛生管理の徹底を図るための改善指導を受け、改善を実施した。

R5. 11. 16 二俣瀬学校給食共同調理場で実施

- ・宇部環境保健所が実施する集団給食施設の点検に立ち合い、指示事項について改善措置を講じた。

R5. 7. 4～7. 12 西岐波共同、小羽山小、黒石小、常盤小、給食センター、琴芝共同
上宇部小、西宇部小、厚南共同、川上小（10調理場）で実施

- ・直営調理場における衛生管理の標準化を図り、より安心安全な調理場運営を行うことを目的として、調理場の安全衛生点検を実施した。

5 学校給食関係施設等の整備・更新状況

《実績》

整備等内容	実施年度	金 額	調 理 場 名 等
屋上防水工事	R4	7, 223, 700	恩田小学校・神原小学校
食器洗浄機更新	R4	2, 860, 000	黒石小学校
消毒保管庫更新	R4	9, 735, 000	上宇部小学校1台・川上小学校3台 船木小学校2台
プレート式蒸気温水ユニット更新	R4	9, 845, 000	厚南学校給食共同調理場
令和4年度計		29, 663, 700	
耐震診断・基本設計業務委託	R5	7, 889, 200	神原小学校・原小学校・厚東小学校 (アスベスト含有調査委託含む)
冷蔵庫・冷凍庫更新	R5	2, 365, 000	万倉小学校、黒石小学校、小野小学校
消毒保管庫更新	R5	7, 865, 000	上宇部小学校、小羽山小学校、小野小学校
食器洗浄機更新	R5	3, 014, 000	琴芝学校給食共同調理場
令和5年度計（R6. 1月現在）		21, 133, 200	

《今後の取組》

整備等内容	実施年度	予定金額	調 理 場 名 等
消毒保管庫更新	R5	13, 145, 000	原小学校、常盤小学校、西宇部小学校、 二俣瀬学校給食共同調理場

6 物価高騰による食材費の上昇への対応（令和５年度）

コロナ禍における原油価格や物価の高騰等に対応するため、以下のとおり食材費、給食費の見直しを行った。

なお、保護者の負担増とすることなく給食の質と量を維持するため、国の交付金を活用して給食費を上回る食材費（３０円）を公費により負担。（おいしい給食応援事業）

財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

	食材費			給食費	
	R4. 11 以前	R4. 12 ～R5. 3	R5. 4以降	R5. 3以前	R5. 4以降
小学校児童	250円	260円	280円	250円	250円
中学校生徒	280円	290円	310円	280円	280円
小学校教職員等	250円	260円	280円	250円	280円
中学校教職員	280円	290円	310円	280円	310円

令和6年度の学校給食費について（案）

令和5年4月から物価高騰等による給食食材費の価格上昇に対応し、給食の質・量を維持するため、給食費（食材費）の1食あたり単価を改定したが、児童生徒分については、保護者負担の増大を回避するため、金額据え置きとし、給食費を超える食材費の増加分30円を公費により負担している。

令和6年度においても令和5年度と同様に給食費を超える食材費の増加分を公費で負担する予定。

○令和5年度の給食費と食材費

		食材費/食	給食費/食	給食費/月
小学校	児童	280円	250円	4,500円
	児童以外		280円	5,000円
中学校	生徒	310円	280円	5,000円
	生徒以外		310円	5,500円

○令和6年度の給食費と食材費（令和5年度と同額の予定）

		食材費/食	給食費/食	給食費/月※
小学校	児童	280円	250円	4,500円
	児童以外		280円	5,000円
中学校	生徒	310円	280円	5,000円
	生徒以外		310円	5,500円

※年間給食実施日数が減少する場合は、変更の可能性あり